

2026

6月

No.626

# か り や

か

り

や



岩手県 和賀郡 西和賀 (錦秋湖) 「静寂な朝」

写真提供：田中 勝志 氏

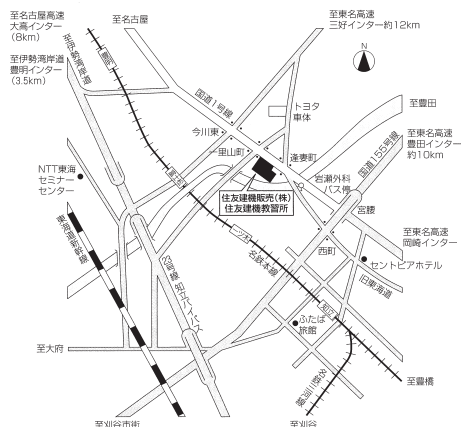
## も く じ

着任のご挨拶	1	愛知県の全産業死亡災害	24
令和8年度 愛知労働局行政運営方針	4	労働者死傷病報告書受付状況	25
第99回全国安全週間を迎えるにあたって	8	監督署だより	26
2026年度 第1回理事会が開催される	21	衣浦東部保健所コーナー	27
中小企業無災害記録証受賞	21	社会保険労務士が答える企業の労務管理	28
令和8年賃金構造基本統計調査の実施について (お願い)	22	脱監督官の労務相談サロン	29
女性活躍推進法が改正されました!	23	会員だより	30
愛知労働局管内死亡災害発生状況	24	お知らせ	31



# 安全を基本にプロへの道をひらく資格取得講習

6月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30																														
	月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火																														
移動式クレーン	.....▶																														
クレーン・デリック	.....▶																														
車両系建設機械	.....▶																														
解体用機械	.....▶																														
不整地運搬車	.....▶																														
小型移動式クレーン	.....▶																														
玉掛クレーン特別教育	.....▶																														
玉掛(Ｂ)併合	.....▶																														
高所作業車	.....▶																														
床上クレーン	.....▶																														
ガス溶接	.....▶																														
特別教育	.....▶																														
安全衛生教育等	.....▶																														
7月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31																														
	水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金																														
移動式クレーン	●学科試験																														
クレーン・デリック	.....▶																														
車両系建設機械	.....▶																														
解体用機械	.....▶																														
不整地運搬車	.....▶																														
小型移動式クレーン	.....▶																														
玉掛クレーン特別教育	.....▶																														
玉掛(Ｂ)併合	.....▶																														
高所作業車	.....▶																														
床上クレーン	.....▶																														
ガス溶接	.....▶																														
特別教育	.....▶																														
安全衛生教育等	.....▶																														



## インターネット予約を始めました

- 下記のホームページから受講予約を入れることができます。24時間いつでもOKです。
- 3ヶ月先までの日程表の中から希望に合う日程をお選び頂けます。
- 予約状況も画面で確認ができます。
- 住友建機、資格取得、免許取得等で検索できます。

■ ホームページアドレス <https://www.sumitomokenki.co.jp>

### 交通機関

- ・ 名鉄本線知立駅下車(徒歩20分)  
JR名古屋駅で乗り換えの方は名鉄本線豊橋方面の電車にお乗り下さい。
- ・ 知立駅よりバス(日進、三好、愛知教育大学前行き)で一つめ岩瀬外科バス停下車(徒歩5分)
- ・ 国道23号線(名四国道)豊明インターより国道1号線を東上、3.5km 右側です。



愛知労働局長登録教習機関

住友建機販売(株)住友建機教習所

愛知教習センター

〒448-0002 刈谷市一里山町深田1-1 TEL.0566-35-1311 FAX.0566-35-1300

# 着任のご挨拶

愛知労働局 労働基準部長 小笠原 哲治



春暖の候、刈谷労働基準協会の皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃より労働基準行政の推進に多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、4月1日付けの人事異動により愛知労働局労働基準部長として着任いたしました小笠原と申します。愛知労働局での勤務は初めてですが、管内の事情等を速やかに把握し、的確な行政運営に努めてまいり所存ですので、よろしくお願いいたします。

さて、愛知県最低賃金は、過去最高63円の引上げにより、昨年10月18日より時間額1,140円となりました。

一方、足元では、物価上昇に対して賃金上昇が十分に追いついていない状況にあります。

このため、中小企業・小規模事業者等が賃上げしやすい環境整備に一層取り組むことが重要であることから、個々の企業が自らのニーズに沿った支援策を活用できるよう、厚生労働省だけでなく中小企業庁の各種助成金などをまとめた「賃上げ支援助成金パッケージ」を積極的に周知し、活用促進を図ってまいります。

次に、長時間労働の抑制については、監督指導を徹底し、過重労働による健康障害を防止するとともに、生産性を高めながら労働時間短縮に取り組む企業に寄り添ったきめ細やかな支援を推進してまいります。

また、時間外労働の上限規制の適用が開始された建設業、自動車運転者、医師につきましても、引き続き、円滑な施行に向けて、労働基準監督署とともに特に中小企業の自主的な取組を促すための集中的な支援等を図ってまいります。

労働災害防止対策につきましては、働く方々に安全と安心のほか、やりがいや生きがいをこれまで以上に提供いただくことや、経営トップの皆様へ、安全衛生管理を経営課題として捉え、企業の価値向上を図る一環として取り組んでいただくことを目指し、リスクアセスメントのプロセスを通じて、安全のみならず、生産性、品質、環境などを一体的に管理向上するという考え方である「安全経営あいち<sup>®</sup>」を推進してまいります。

加えて、「安全経営あいち<sup>®</sup>」の中核であるリスクアセスメントについて、引き続き、その理解促進を図るための出前講座を実施するとともに、「安全経営あいち賛同事業場制度」の運用を通じて、生産性等を高めながら安全性を向上させる支援を行ってまいります。

労働者の健康確保対策につきましては、労働安全衛生法令に基づく健康診断、長時間労働による面接指導、ストレスチェック等の健康確保措置やT H P 指針、メンタルヘルス指針等の健康保持増進措置を相互連携して取り組む「労働者の心身の健康確保のための総合的な対策」の周知を図るとともに、危険性・有害性が認められた化学物質、粉じん等について、リスクアセスメントを中核とした、自律的でポジティブな安全衛生管理を促進してまいります。

労災補償行政につきましては、被災労働者等に対して迅速かつ公正に必要な保険給付を行うことが重要であり、特に認定までに時間を要する精神障害等の複雑困難事案について、愛知労災保険業務センターにおける集中的な事務処理をはじめ、労災担当部署と監督・安全担当部署が連携し、法令、認定基準等に基づいた適正な認定とより一層の迅速な事務処理に努めてまいります。

最後に、会員の皆様のご益々のご発展とご健勝を祈念申し上げ、着任の挨拶とさせていただきます。

# 着任のご挨拶

愛知労働局 職業安定部長 伊藤 勝敏



令和8年4月1日付けで、愛知労働局職業安定部長を拝命いたしました伊藤と申します。何卒よろしくお願い申し上げます。

平素より、貴会並びに会員の皆様方におかれましては、労働行政、とりわけ職業安定行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

愛知県内の雇用情勢につきましては、令和8年3月時点において有効求人倍率は1.20倍であり、新型コロナウイルスの影響から回復した令和4年度以降はほぼ横ばいで推移しており、求人が求職を上回る状況が続いています。一方で、中東情勢の影響を含む物価上昇など雇用に与える影響については、引き続き幅広い産業の動向を丁寧に見ていく必要があると認識しております。雇用情勢は総じて堅調であるものの、先行きについては緊張感を持って対応していくことが重要であると考えております。

こうした中、少子高齢化により生産年齢人口の減少が続く中で、人材確保は県内企業に共通する極めて重要な課題となっております。求人が求職を上回る状況が続く一方で、職種や地域、就労条件による需給の偏りが生じており、単に人を集めるだけでは充足につながらないケースも増えております。ハローワークには、雇用のセーフティネットとして、求人者・求職者双方に寄り添いながら、労働市場の実情を踏まえた的確なマッチングを実現していく役割がより一層求められています。

求人者に対しては、事業所訪問等を通じて企業の実情や人材ニーズを丁寧に把握し、求人内容の改善や採用手法の工夫について助言を行うとともに、企業の魅力や働きやすさが求職者に適切に伝わるよう支援してまいります。また、医療・介護・保育分野をはじめとする人材不足分野においては、関係機関とも連携しながら、戦略的かつ継続的な支援を行い、地域に不可欠な人材の確保につなげてまいります。

また、持続的な賃上げと企業の成長を実現するためには、生産性の向上が不可欠であり、その基盤となる人材育成が重要です。このため、公的職業訓練や人材開発支援助成金の活用をはじめとしたり・スキリングの推進に引き続き取り組んでまいります。特に、デジタル分野を中心としたスキル習得については、企業が求める人材像を踏まえつつ、労働者の能力向上が企業の生産性向上につながる好循環を生み出せるよう、訓練内容と助成金をパッケージにした提案を進めてまいります。

障害のある方の雇用につきましては、令和8年7月に法定雇用率の引上げが予定されていることを踏まえ、企業における障害者雇用への理解促進と、より一層の支援体制の強化が求められています。ハローワークでは、関係機関と連携したチーム支援や、企業に対する助言・支援を通じて、障害のある方がそれぞれの能力を発揮し、安心して働き続けられる職場づくりを後押ししてまいります。

外国人労働者につきましては、産業を支える重要な人材として、その存在感が高まっており、在留資格の多様化や就労形態の変化が進む中で、適正な雇用管理と、安定した就労支援が重要となっています。ハローワークでは、外国人求職者に対する丁寧な職業相談・紹介を行うとともに、事業主に対しても制度の周知や雇用管理改善の支援を行い、円滑な就労と職場定着につながる取組を進めてまいります。

また、多様な人材の活躍に向けて、女性活躍、高齢者等の雇用支援についても進めてまいります。

今後とも、地域の皆様との連携を何よりも大切にしながら、環境の変化に的確に対応し、職業安定行政の着実な推進に努めてまいりますので引き続き、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

# 着任のご挨拶



愛知労働局 需給調整事業部長 中森 幸司

令和8年4月1日付けで愛知労働局需給調整事業部長を拝命いたしました中森でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

刈谷労働基準協会の皆様におかれましては、日頃より労働行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働力の需給調整を取り巻く環境は、ここ数年、大きな変化の只中にあります。

以前からの少子高齢化の進行に伴う労働力人口の減少により、多くの分野で人手不足が深刻化しており、企業における人材確保の重要性は一層高まっております。

そのような中、人材派遣や職業紹介などの人材サービスは、労働力の適切な配置とミスマッチ解消において、ますます重要な役割を担っております。

実際、人材ビジネス市場はSNSやWebを使用しての求人・求職活動やスポットワークの普及など、サービスや就業形態も多様化しながら拡大傾向にあり、派遣需要も引き続き高い水準で推移しております。

一方、こうした成長の裏側では、雇用の安定性確保や処遇改善、人材ビジネスにおける適正な事業運営の確保といった課題も顕在化しております。

職業紹介事業については、人材不足の深刻化によりそのニーズが年々高まっており、愛知局管内の職業紹介事業者は令和8年3月末現在で2,578事業所（対前年同月比+2.3%）と年々増加傾向にあります。

また、労働者の入職経路において募集情報等提供事業者等による求人メディア・広告が就職・転職の主要なツールとなっており、募集情報等提供事業者の中でも求職者に関する情報を収集して事業を行う届出制の特定募集情報等提供事業者は令和8年3月現在で全国に1,457事業者あり、こちらも増加傾向にあります。

このような状況の中、特に医療、介護、保育の医療等3分野に従事する労働者を採用する際の紹介手数料に対する負担感の増大や紹介就職者の早期離職に係る問題がクローズアップされており、本部としては手数料及び早期離職等に関するトラブル事案の把握とセミナー等における法制度の周知を重点的に実施するとともに、お祝い金等の提供の原則禁止及び就職後2年間の転職勧奨禁止に係る職業紹介事業の許可条件への追加や、募集情報等提供事業によるお祝い金等の提供の原則禁止などの法規制が適切に履行されるよう、事業者に対し定期的な指導監督や、法違反が疑われる事案を把握した場合の速やかな指導監督の実施等により法令遵守の徹底を図ってまいります。

労働者派遣事業については、令和8年3月現在で愛知局管内の派遣事業所数が3,574事業所と全国で東京、大阪に次いで多く、その中でも県の基幹産業である製造業への派遣を行う事業所の割合が36.8%と他県と比べ高い状況であります。

そこで、この地域における適正な需給調整機能の確保のため、派遣元、派遣先、派遣労働者等に対し、同一労働同一賃金制度の令和8年10月改正を含めた労働者派遣制度全般の積極的な周知を図り、併せて派遣元、派遣先、請負事業者等への定期的な指導監督や、法違反が疑われる事案を把握した場合の速やかな指導監督の実施等により法令遵守の徹底を図ってまいります。

今後とも、貴協会をはじめ関係団体の皆様との連携を一層深めながら、健全で信頼される労働市場の実現に努めてまいりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、貴協会のますますのご発展と、会員の皆様のご健勝、ご活躍を心より祈念申し上げ、着任のご挨拶とさせていただきます。

# 令和8年度 愛知労働局行政運営方針

愛知労働局

令和8年度の愛知労働局行政運営方針においては、以下の3つの柱に基づき、自治体、労使団体、関係機関とも連携を図り、効果的・効率的な行政運営に取り組んでまいります。

## 令和8年度愛知労働局行政運営方針の概要

### 行政運営方針の3つの柱

#### 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援 非正規雇用労働者への支援

- 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者等支援
- 最低賃金制度の適切な運営
- 同一労働同一賃金の遵守の徹底と非正規雇用労働者の処遇改善・正社員転換を行う企業への支援

#### 人材確保支援 リ・スキリングの推進

- ハローワークのマッチング機能の強化
- 人手不足分野のマッチング支援
- デジタル推進人材の育成支援
- リ・スキリング、技能振興機運の醸成

#### 多様な人材の活躍促進と 職場環境改善に向けた取組

- 女性活躍推進に向けた取組促進等
- 多様な人材の活躍
- 総合的なハラスメント対策の推進
- 仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワークライフバランスの促進
- フリーランスの就業環境の整備
- 安全で健康に働くことができる環境づくり
- 労働保険制度の円滑な運営

労働基準部関係の取組の概要については、以下のとおりです（抜粋）。

#### 1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援

##### (1) 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者等支援

###### ■ 賃金引上げを支援するための各種支援策等の積極的な周知及び利用勧奨

○個々の企業が自らのニーズに沿った支援策を活用できるよう、厚生労働省だけでなく中小企業庁や自治体の各種助成金などをまとめた「賃上げ支援助成金パッケージ」を局、監督署、安定所が一体となり、あらゆる機会を捉えて周知・利用勧奨を行う。

○愛知働き方改革推進支援センターに賃上げ支援策の相談窓口を設置し、厚生労働省の助成金だけでなく中小企業庁の補助金についても個別相談に対応し、バックアップ体制を強化する。

###### ■ 取引適正化・適切な価格転嫁等への機運の醸成等

○局及び監督署において、令和8年1月に改正された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（以下「労務費価格転嫁指針」という）及び中小受託取引適正化法の周知を行う。

○労務費価格転嫁指針に沿わない行為に関する情報を把握した場合には、公正取引委員会に情報

提供等を行う。

- 「しわ寄せ」に関する情報を把握した場合には、中部経済産業局に情報提供を行う。
- 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、監督指導等により、最低賃金・賃金支払の徹底を行うとともに、企業が賃金引上げを検討する際の参考となる地域の平均的な賃金や企業の取組の好事例を提供する等、企業の賃金引上げに向けた環境整備を行う。
- 「適正な取引・価格転嫁を促し地域経済の活性化に取り組む共同宣言」に基づき、愛知県が開催する「取引適正化・価格転嫁促進シンポジウム」に参加するなど、県内の行政機関、経済団体、労働団体及び金融機関が連携して取引適正化、適切な価格転嫁等への機運の醸成を図る。

## (2) 最低賃金制度の適切な運営

### ■ 愛知地方最低賃金審議会の円滑な運営

- 事務局として、県内の経済動向、地域の実情及びこれまでの審議状況などを踏まえつつ、適切な資料の収集、作成、提示に努め、厚生労働省労働基準局賃金課と連携を図りながら、審議を尽くして金額が決定されるよう愛知地方最低賃金審議会の円滑な運営を図る。

### ■ 最低賃金額の周知及び遵守の徹底

- 最低賃金額の改正については、使用者団体、労働者団体及び地方公共団体等の協力を得て、県民に幅広く周知し、使用者及び労働者等に周知徹底を図る。
- これまでの監督指導の結果や労働相談等の各種情報を踏まえ、最低賃金の遵守を図るため、履行確保上問題があると考えられる業種等に対して重点的に監督指導等を行う。

## 2 職場環境改善に向けた取組み

### (1) 安全で健康に働くことができる環境づくり

#### ■ 長時間労働の抑制

- 各種情報から、時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を中心に、監督指導を実施する。また、過労死等を発生させた事業場に対しては、企業本社における全社的な再発防止対策を指導する。
- 11月の「過労死等防止啓発月間」において、過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消のためのセミナーの実施等に取り組む。
- 「労働時間相談・支援班」による説明会の開催や個別訪問等を通じて、中小企業・小規模事業者等に対する支援を行う。
- 令和6年度に時間外・休日労働の上限規制が適用された建設業、自動車運転者、医師について、労働時間短縮に向けた支援を行う。

#### ■ 労働条件の確保・改善対策

- 監督指導を通じて、事業場における基本的労働条件の枠組みや管理体制の確立を図り、労働基準関係法令の遵守を図る。
- 重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められる事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処

する。

- 技能実習生や特定技能外国人等の外国人労働者を使用する事業場について、労働基準関係法令違反の疑いがある事業場や名古屋出入国在留管理局・外国人技能実習機構との相互通報制度により通報があった事業場等に対し監督指導を実施する。
- 自動車運転者を使用する事業場について、違法な長時間労働等が疑われる事業場や愛知運輸支局との相互通報制度により通報があった事業場等に対し監督指導を実施する。また、愛知運輸支局との合同監督・監査を実施する。
- 障害者である労働者については、自治体等の関係機関と情報共有を図り、労働基準関係法令違反の疑いのある事業場に対して速やかに監督指導を実施する。

#### ■ 14次防を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

- リスクアセスメントのプロセスには、現場の実態把握を含めていることから、これを通じて経営上必要な視点である「P Q C D S M E」を一体的に捉え、それらを同時に高める戦略的手法を「安全経営あいち<sup>®</sup>」として提唱し、推進する。また、「安全経営あいち賛同事業場制度」の運用を通じ、「安全経営」とリスクアセスメントに積極的に取り組む事業場の姿勢を内外に示すことで、企業価値向上を支援する。
- 高年齢労働者が安全に働ける職場環境の実現に向け、高年齢労働者の労働災害防止のための指針（令和8年2月10日公示）・補助金の周知、外国人労働者等に安全衛生に関する視聴覚教材等を周知する。
- 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛予防対策の推進を図る。
- 熱中症重篤化防止のため、令和7年6月に施行された改正安衛則の周知を図るとともに、熱中症予防のため「職場における熱中症防止のためのガイドライン」の周知を図る。

#### 《第三次産業対策》（+ Safe の運用）

- 顧客等へのサービス提供と安全衛生管理の一体的運用を促すため、寄り添い型支援「+Safe」の運用を通じ、自主的取組を促す。

#### 《リスクアセスメント出前講座の利用促進》

- 「安全経営あいち<sup>®</sup>」の中核であるとともに、機械の包括的な安全基準に関する指針、化学物質の自律的管理でも必須となる、リスクアセスメントの理解促進のため、出前講座を積極的に広報し、利用を促す。

#### 《総合的な健康確保対策》

- 個別の情報として取り扱われがちな、健康診断、面接指導、ストレスチェック等の結果を総合的に取り扱う手法の指導を通じて、事後措置の実施と健康保持増進を一体的に推進する。
- 危険性・有害性が認められた化学物質について、リスクアセスメントを中核とした、労働者のばく露の程度の低減措置の実施等について、丁寧な指導援助を行う。

#### 《製造業対策》

- 「機械の包括的な安全基準」に基づいて、①メーカーによる残留リスク情報の提供、②ユーザーによる残留リスク等を踏まえたリスクアセスメント等の実施、③ユーザーからメーカーへの災害等の情報の提供、これら3つの事項の実施・徹底を図る。
- 既存の動力機械について、労働者の注意力によってのみ、安全を担保する措置から、必要な保

護方策を追加する等の指導を徹底する。

#### 《建設業対策》

- 設計時に安全面を含めた施工の事前シミュレーション（フロントローディング）の実施について、丁寧な指導援助を行う。
- デジタル技術やA I、ウェアラブル端末等、D Xの推進により、効率的・効果的な安全衛生管理及び危険有害作業の遠隔管理・遠隔操作・無人化等による作業の安全化を推進する。
- 足場等の墜落防止措置等、必要な保護方策等の指導を徹底する。

### (2) 労働保険制度の円滑な運営

#### ■ 労災保険給付の迅速・適正な処理

- 労災保険給付の請求に対しては、請求受付後、速やかに必要な調査を実施し、管理者による組織的な進行管理を徹底する等、迅速な事務処理を推進するとともに、法令、認定基準等に基づいた適正な認定を行う。

特に、認定までに時間を要する脳心事案や精神事案などの複雑困難事案の請求が増加傾向にあるが、労災担当部署（愛知労災保険業務センター）と監督・安全衛生担当部署が連携し、認定基準等に基づいた適正な認定及びより一層の迅速な処理に努めるとともに、請求人に対する処理状況の連絡等の実施を徹底する。

- 石綿による中皮腫や肺がん等の石綿関連疾患について、がん診療連携拠点病院を中心とした労災指定医療機関に対し、認定基準等の周知広報を行うとともに、労災請求の勧奨の依頼を行うことで、石綿ばく露作業により石綿関連疾患に罹患した被災労働者等の保護を推進する。

#### ■ 労働保険制度の円滑な運営

##### 《労働保険未手続事業一掃対策の推進》

- 未手続事業の的確な把握のため、監督署・ハローワークとの連携を密にするとともに通報制度等を活用した地方行政機関や各種業界団体からの情報収集に努める。また、労働保険の加入促進に関する事業の受託団体と連携し加入勧奨に努めるほか、度重なる加入勧奨によっても自主的に成立手続を行わない事業主については、訪問による手続指導や職権成立手続を行う。

##### 《収納未済歳入額の縮減に向けた取組》

- 滞納事業場について組織的に管理し、高額滞納及び複数年度にわたり滞納している事業場を重点対象として、年間を通じて実効ある滞納整理を実施するとともに、時効更新措置等の適切な債権管理に努め、必要に応じて強制執行を含む積極的な滞納処分に取り組む。また、利便性向上と期日までの完納を目指す観点から口座振替納付の利用促進を図る。

##### 《電子申請の利用促進》

- 電子申請の利用促進を図る動画の配信や社会保険労務士会、労働保険事務組合等に対する利用勧奨を積極的に行う。また、電子申請体験コーナーを設置し、操作体験を通じた利用促進を図る。

※ 行政運営方針（全体概要版）は、愛知労働局のホームページからダウンロードできます。



## 第 99 回 全国安全週間を迎えるにあたって

愛知労働局長 小林 洋子

令和 8 年度の全国安全週間は、「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」をスローガンに、6 月 1 日から 30 日までを準備期間として、7 月 1 日から 7 日までの間、全国で一斉に展開されます。

全国安全週間は、昭和 3 年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、産業界における自主的な労働災害防止活動の推進を目的として、一度も中断することなく続けられ、本年度で第 99 回を迎えます。この間、産業安全に関係する皆様方のご尽力により安全水準は着実に向上してきましたが、なお多くの労働災害は発生しています。

愛知県における令和 7 年の労働災害発生状況は、死亡者数 30 人と前年より 4 人（11.8%）減少し、休業 4 日以上之死傷者数も 7,852 人と 6 年ぶりに前年より減少しております（295 人（3.6%）減少）。

また、休業 4 日以上之死傷災害については特に転倒災害や腰痛災害など、作業行動に起因する災害が多くを占め、その対応が重要となっています。

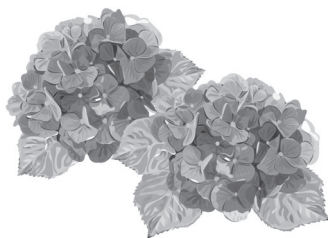
さらに、近年では、高齢労働者や外国人労働者など、働く人の属性が一層多様化しており、更なる安全衛生管理の推進が求められています。

第 14 次労働災害防止推進計画では、「安全経営あいち<sup>®</sup>」の理念のもと、働く方々が安全と安心を確保された環境の中で、やりがいや生きがいをもてる社会の実現を目指しています。安心して働ける環境は、女性や高齢者、外国人、障害のある方を含む多様な人材が、自らの役割を果たし、能力を十分に発揮するための基盤となります。そのため、経営トップが主体となって安全衛生管理を経営課題として捉え、現場の実態を的確に把握し、リスクアセスメントを行うことで、多様な人材が安全に働くことができる環境を整え、安心して能力を発揮できる職場づくりを目指すことが重要です。

また、この「安全経営あいち<sup>®</sup>」の理念は、安全の確保だけでなく、生産性や品質の向上を含めた企業価値の向上につながり、持続的な成長を実現するものであると期待されます。

この理念をより多くの事業者の皆様にご理解いただくため、愛知労働局では、引き続き「安全経営あいち賛同事業場制度」の運用をさらに進めて「安全経営あいち<sup>®</sup>」の拡張・深化を図ってまいります。

事業場の皆様におかれましては、全国安全週間を契機として、自律的でポジティブな安全衛生管理に向け、全ての労働者が安全に働くことができる職場環境づくりをより一層進めていただきますようお願いいたします。



## 令和8年度全国安全週間実施要綱

### 1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で99回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、近年の労働災害については、死亡災害は減少傾向にあるものの、休業4日以上 の死傷災害は平成21年以降、増加傾向が継続している。

特に、高齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、また、死亡災害については、墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次4年目となる令和8年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和8年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

**多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場**

### 2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

### 3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

### 4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

### 5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

### 6 実施者

各事業場

### 7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等を作成し、配布する。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」（7月1日）の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

### 8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

### 9 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資

料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信

- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

### 10 実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

#### (1) 安全衛生活動の推進

##### ① 安全衛生管理体制の確立

- ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
- イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

##### ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
- オ 安全管理者、安全衛生推進者、作業主任者等に対する能力向上教育の実施

##### ③ 自主的な安全衛生活動の促進

- ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- イ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

##### ④ リスクアセスメントの実施

- ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- イ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

##### ⑤ その他の取組

- ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
- ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

#### (2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策

##### ① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- イ 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知
- ウ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
- オ パート・アルバイト（いわゆるスポットワーク含む）の労働者への安全衛生教育の徹底

- ② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
- ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
  - イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
  - ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
  - エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
  - オ トラックの逸走防止措置の実施
  - カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施
- ③ 建設業における労働災害防止対策
- ア 一般的事項
    - (ア) 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止器具の適切な使用
    - (イ) 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
    - (ウ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
    - (エ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
    - (オ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
    - (カ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
    - (キ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
  - イ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施
  - ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事における土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施
- ④ 製造業における労働災害防止対策
- ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
  - イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
  - ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
  - エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
  - オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
  - カ 機械等製造者による、機械等を使用する事業者への、リスクアセスメント実施に資する残留リスク情報の提供
- ⑤ 林業の労働災害防止対策
- ア 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく、チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施等
  - イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保
- (3) 業種横断的な労働災害防止対策
- ① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
    - ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
    - イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
    - ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
    - エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
    - オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
    - カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施
  - ② 高齢者に対する労働災害防止対策
    - 「高齢者の労働災害防止のための指針」に基づく、リスクアセスメントの実施、職場環境の改善、高齢者の健康や体力の状況の把握と対応、安全衛生教育の実施等、各種措置の実施
  - ③ 外国人労働者に対する労働災害防止対策
    - 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
  - ④ 派遣労働者に対する労働災害防止対策
    - 派遣労働者に対する安全管理の徹底や安全活動の活性化
  - ⑤ 特定自主検査の適正な実施
    - ア フォークリフト等の特定自主検査対象機械に対する確実な検査の実施
    - イ 特定自主検査基準に基づく検査の徹底
    - ウ 事業場内検査や検査業者の検査者に対する能力向上教育の実施
  - ⑥ 交通労働災害防止対策
    - ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
    - イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
    - ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
    - エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
  - ⑦ 熱中症予防対策
    - ア 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底
    - イ 「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づく熱中症防止対策の実施
    - ウ 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」重点取組期間である7月は特に重点的に取り組むこと
  - ⑧ 個人事業者等を含めた災害防止対策
    - ア 個人事業者等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な措置の実施
    - イ 安全衛生経費の確保等、個人事業者等を含む請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
    - ウ その他、個人事業者等が上記10(1)～10(3)⑦に掲げる事項のうち、業務上の災害を防止するための取組を円滑に実施するために必要な安全衛生情報の提供、作業方法・手順の共有、作業環境の確保・改善、安全衛生教育の機会の提供等の配慮

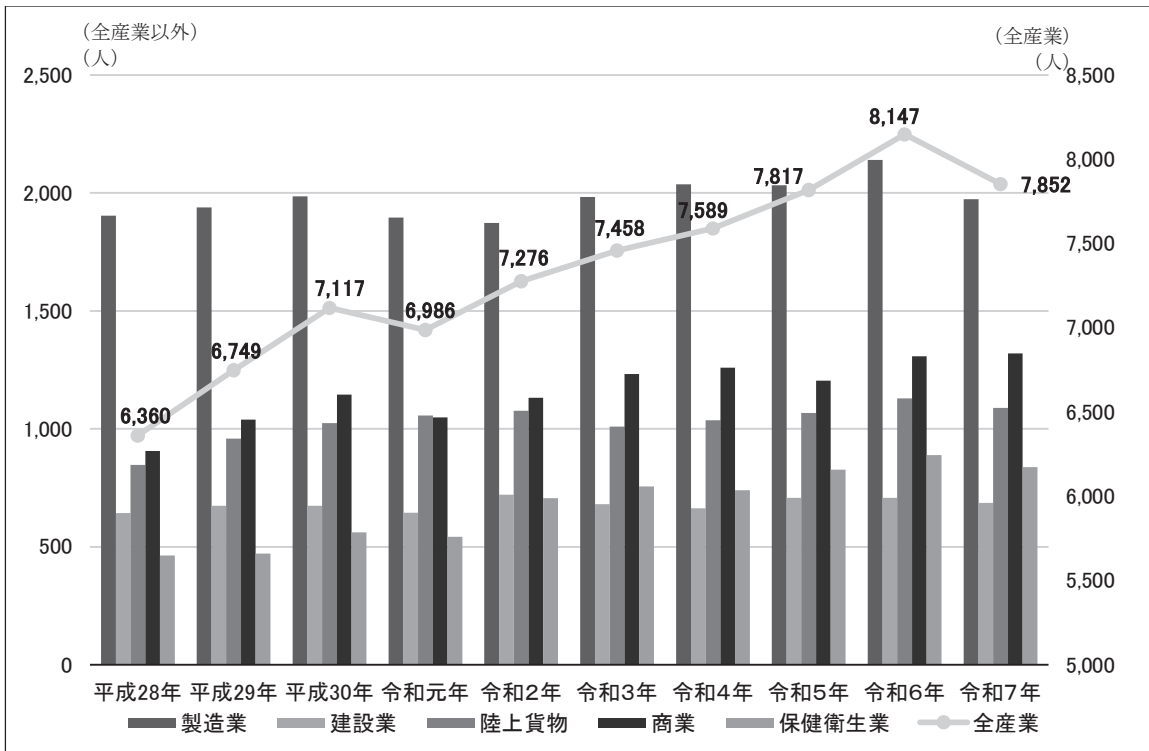
## 令和7年 愛知の労働災害発生状況

愛知労働局

### 1 労働災害による死傷者の発生状況

愛知県内における労働災害による死傷者数は、令和元年に一旦減少したものの再び増加傾向にある。令和7年の愛知県内における労働災害による死傷者数（死亡・休業4日以上、以下同じ。）は7,852人で、対前年比295人（3.6%）の減少となっている。

※新型コロナウイルス感染症を除く



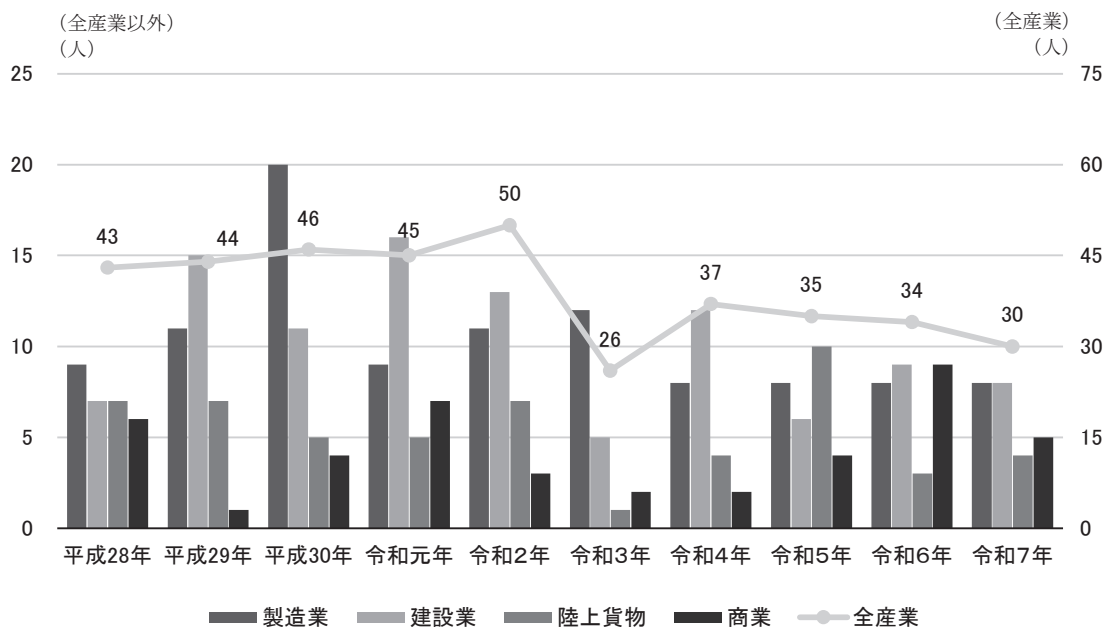
	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
製造業	1,904	1,938	1,986	1,895	1,872	1,983	2,036	2,033	2,140	1,973
建設業	643	674	673	645	720	681	663	708	708	686
陸上貨物	847	959	1,024	1,056	1,076	1,009	1,037	1,067	1,129	1,088
商業	906	1,040	1,145	1,048	1,131	1,232	1,259	1,204	1,307	1,320
保健衛生業	463	472	561	542	706	756	739	828	888	837
全産業	6,360	6,749	7,117	6,986	7,276	7,458	7,589	7,817	8,147	7,852

#### 1-1 事故の型の発生状況

全産業における事故の型別の発生状況をみると、「転倒」が2,003人（25.5%）、「墜落・転落」が1,230人（15.7%）、「動作の反動・無理な動作」が1,118人（14.2%）、「はさまれ・巻き込まれ」が882人（11.2%）と4つの型で全体の66.6%を占めている。

## 2 死亡災害の発生状況

令和7年の愛知県内における死亡者数は30人で、対前年比4人の減少となった。



	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
製造業	9	11	20	9	11	12	8	8	8	8
建設業	7	15	11	16	13	5	12	6	9	8
陸上貨物	7	7	5	5	7	1	4	10	3	4
商業	6	1	4	7	3	2	2	4	9	5
全産業	43	44	46	45	50	26	37	35	34	30

### 2-1 死亡災害の概況

令和7年は、令和6年より4人の減少となった。

令和7年の死亡災害について、令和6年と業種別で比較すると、陸上貨物運送事業が3人から4人と増加したが、製造業は8人と昨年と同数となり、建設業が9人から8人、商業が9人から5人へ減少した。

製造業と建設業（災害件数上位2業種）で死亡災害の半数以上を占めている。

### 2-2 事故の型別の発生状況

令和7年の死亡災害を事故の型別でみると、「交通事故（道路）」8人、「墜落・転落」6人、「はさまれ・巻き込まれ」6人であった。

この3つの型で66.7%を占めている。

### 2-3 年齢別の発生状況

令和7年の死亡災害を被災者の年齢別にみると、20歳未満は1人、20歳代で2人、30歳代で2人、40歳代で4人、50歳代で6人、60歳代以上で15人発生している。

50歳以上の中高年齢労働者で67.6%、60歳以上の高年齢労働者で55.9%を占めている。

### 2-4 経験年数別の発生状況

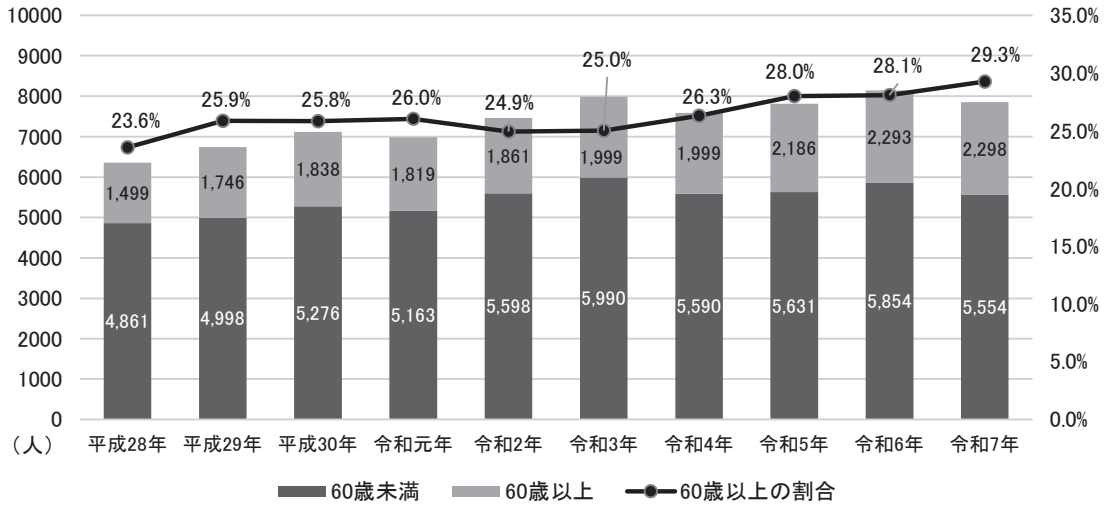
令和7年の死亡災害を被災者の経験年数別にみると、1年未満が3人、1年以上5年未満が4人、5年以上10年未満が7人、10年以上15年未満が3人、15年以上20年未満が3人、20年以上が7人であった。経験年数10年以上が43.3%を占めている。

### 3 高齢労働者における労働災害発生状況等

#### 3-1 労働災害発生状況の推移

死傷災害に増加傾向がみられる 60 歳以上の高齢労働者の死傷災害の発生状況を見ると、令和 6 年は 2,298 件となっており、全体の 29.3%を占めていて、60 歳以上の災害発生件数自体に減少傾向は見られていない。特に平成 29 年を境に災害発生件数も割合も増加している。

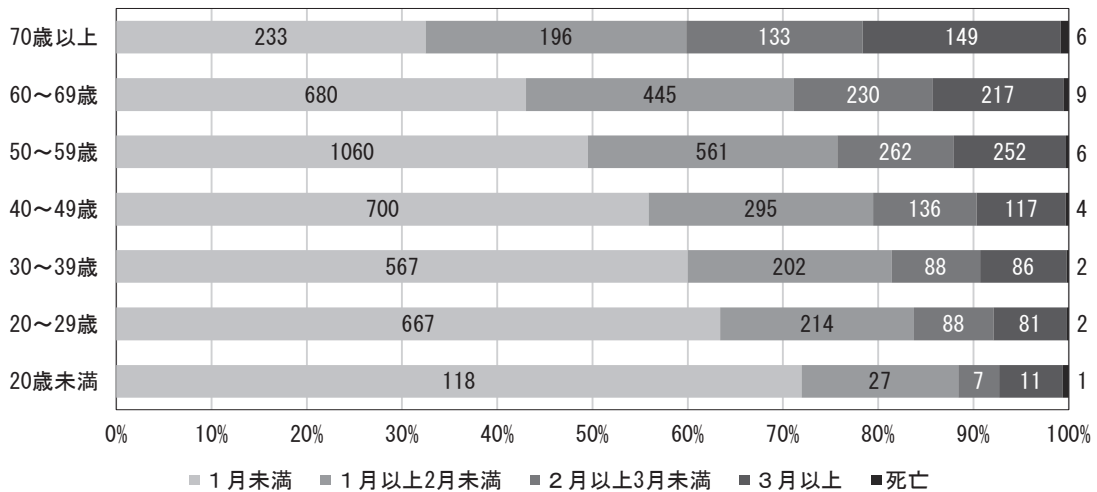
高齢労働者の労働災害発生状況の推移



#### 3-2 年齢別休業期間

令和 7 年における被災労働者の年齢別休業見込み期間は以下のとおりであった。年齢が上になるとともに、休業期間が長くなる傾向が見られ、60 歳以上の高齢労働者においては、休業 1 月以上の割合は 60.3%となっている。

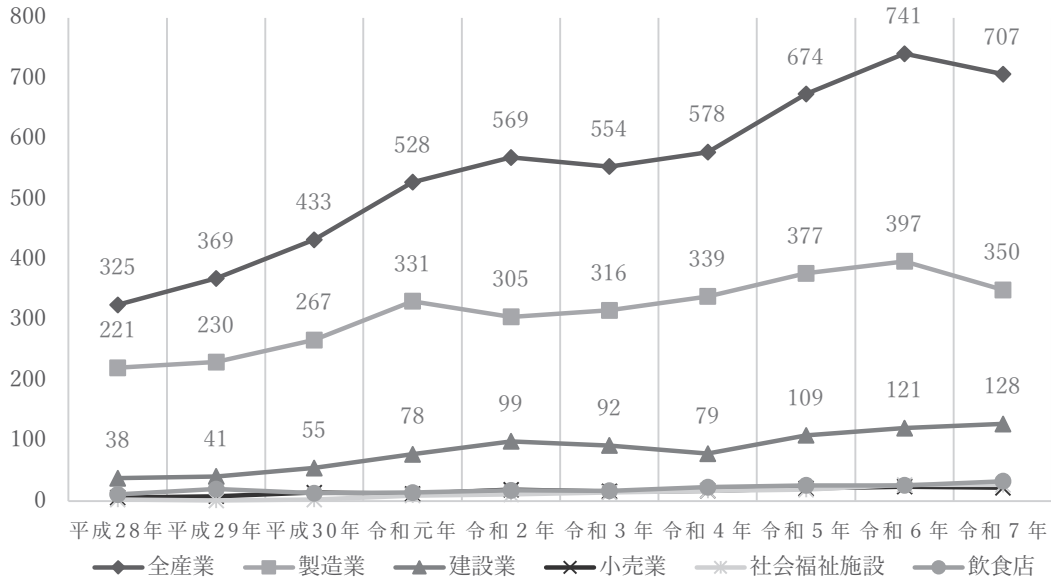
年齢別休業見込み期間の割合（令和 7 年）



## 4 外国人労働者における労働災害発生状況等

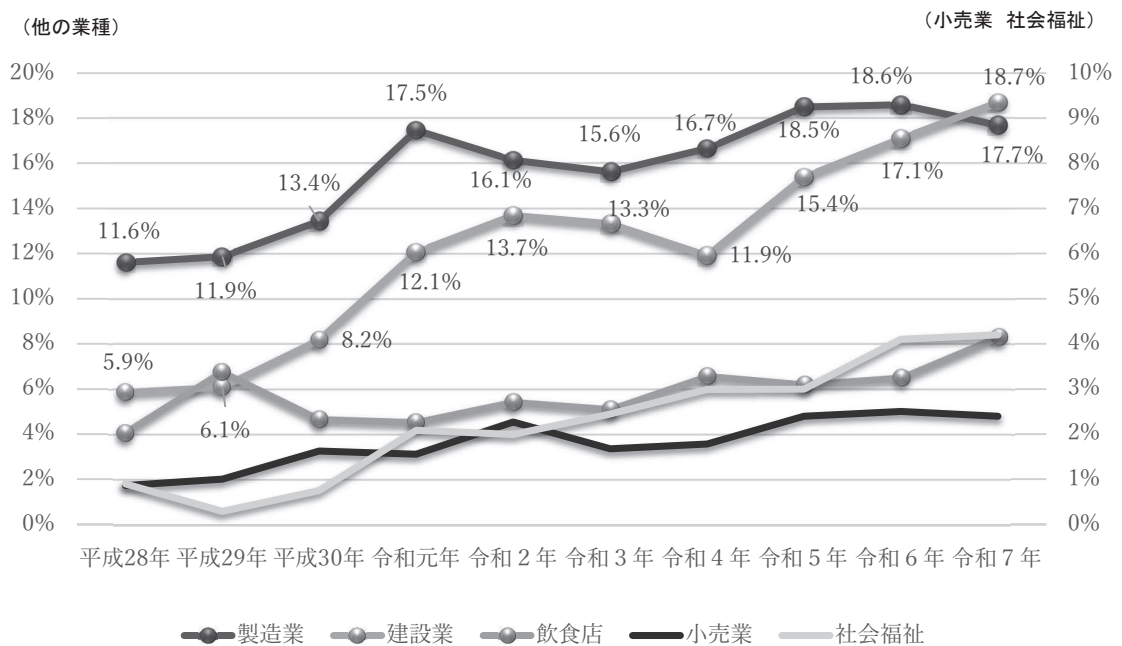
### 4-1 業種別発生状況の推移

令和7年の外国人労働者の死傷者数は707人となっており、平成28年と比べ、382人(117.5%)増加した。特に製造業での件数が多く、また建設業では増加傾向にある。



### 4-2 労働災害のうち外国人の割合の推移

労働災害による死傷者数のうち外国人労働者が占める割合は、令和7年では、全体の9.0%(平成28年:5.1%)を占めている。また、製造業では17.7%を占めており、平成28年と比べると58.4%増加した。



「高年齢者の労働災害防止のための指針」が定められました（労働安全衛生法が一部改正）  
（令和7年4月16日公布（令和8年2月10日指針公示）／令和8年4月1日施行）

- 60歳以上の高年齢労働者による労働災害が近年増加傾向にあります。高年齢労働者の労働災害を防止するため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善や作業管理等の措置を講ずることが事業者の**努力義務**となりました。労使が協力して、積極的に高年齢者の労働災害防止対策に取り組むことが重要です。

指針のポイント

◎ 事業者が講ずべき措置

高年齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、実施可能な対策に積極的に取り組む。

● 安全衛生管理体制の確立等

- ・ 経営トップによる方針表明及び体制整備、安全衛生委員会等における調査審議等
- ・ 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

⇒ リストアセスメントの結果を踏まえ、以下を参考に優先順位の高いものから取り組む事項を決める。

● 職場環境の改善（身体機能の低下を補う設備・装置の導入、作業内容の見直し）

● 高年齢者の健康や体力の状況の把握（健闘診断、体力チェック）

等



- 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/newpage\\_00010.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00010.html)

◎ エイジフレンドリー補助金

中小企業事業者に対し、高年齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導を受けるための経費の一部を補助する制度です。

詳細はこちら⇒ [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09940.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html)



外国人労働者の労働災害防止のために

- 近年の外国人労働者の増加に伴い、外国人労働者による労働災害が増加傾向にあります。事業者は、外国人労働者に安全衛生教育や労働災害防止対策の内容を理解してもらうように取り組む等、外国人労働者の安全衛生管理を適切に実施することが重要です。

安全衛生  
教育資料

- マンガでわかる働く人の安全と健康
- 建設業に従事する外国人労働者向け教材
- 農業に従事する外国人労働者向け教材
- 漁業（漁船、養殖業）に従事する外国人労働者向け教材
- 造船・船用工業に従事する外国人労働者向け教材

〔 上記教材は英語、インドネシア語、中国語、ベトナム語、フィリピン語、モンゴル語、タイ語、カンボジア語、ネパール語、ミャンマー語に対応 〕

- 安全衛生教育資料等については、厚生労働省ホームページ「**外国人労働者の安全衛生対策について**」から、ダウンロードしていただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html>



「特定自主検査基準」が制定されました

（令和7年12月18日ほか告示／令和8年1月1日施行）

- 令和8年1月から、高所作業車、車両系建設機械、フォークリフト、不整地運搬車、動力プレスにかかる「**特定自主検査基準**」が施行されました。
- この改正により、特定自主検査はこの基準に従って行わなければならなくなりました。なお、この検査基準に違反した検査業者に対して、厚生労働大臣や労働局が改善命令や検査業者の登録取消、特定自主検査業務の停止を命じることができます。
- 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。

<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/tokuteijishukensakaisei.html>



## 職場における熱中症対策が強化されました（労働安全衛生規則が一部改正） （令和7年4月16日公布／令和7年6月1日施行）

- 熱中症による死亡・重篤災害防止のため、熱中症のおそれがある場合に、迅速な対処が可能となるよう、事業者に対して以下の1および2の事項（「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係労働者への周知」）が**義務付け**られました。
- また、令和8年3月に、「**職場における熱中症防止のためのガイドライン**」が策定され、熱中症リスクに応じて行うことが望ましい具体的方法が示されました。事業者はその業種・業態に応じて、適切に選択して取り組むことが重要です。

指針のポイント

### ◎ 事業者が実施する事項

1. 熱中症による**リスクを把握・評価**すること
  - 熱中症リスクとなり得る暑熱に関する有害性の特定  
〔①高温・多湿な作業環境、②連続作業、③通気性や透湿性の低い衣服や保護具、④身体作業負荷の大きい作業〕
  - WBGT 値の把握  
※日本産業規格 JIS Z 8504 等に適合した WBGT 指数計で測定することが基本です。
  - 熱中症リスクの評価・検討  
・実測した WBGT 値の補正を行い、熱中症リスクを見積もる。  
・WBGT 値の低減等の熱中症予防対策を、事業場の実情を踏まえて検討する。
2. 熱中症リスクの評価結果に基づき、実施することが**適切な対策を選択し実施**すること
  - 各種管理者の選任や作業計画の策定等の労働衛生管理体制の確立
  - WBGT 値の低減や休憩場所の整備といった作業環境管理
  - 作業中の巡視や作業時間の短縮等の作業管理等



ポータルサイト



ガイドライン等

- 厚生労働省の各種ページにて、詳細をお伝えしています。
  - ・ 職場における熱中症ポータルサイト <https://neccyusho.mhlw.go.jp/>
  - ・ 職場における熱中症防止のためのガイドライン [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_71721.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_71721.html)

## 熱中症を防ごう！ ～STOP！熱中症 クールワークキャンペーン～



- 厚生労働省は労働災害防止団体などと連携し、5月から9月まで、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。愛知労働局は、これに合わせてパンフレット「熱中症を防ごう！」を作成し、熱中症予防の知識や取り組むべき事項の周知を図っています。
- 令和7年、愛知労働局管内では119件の熱中症が発生しました。熱中症の発生はWBGT（暑さ指数）と明確に関連しており、予防についても一定の科学的アプローチが可能です。
- 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。



[https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei\\_toukei/anzen\\_eisei/nettyusho.html](https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/nettyusho.html)

## 労働者の転倒災害（業務中の転倒による重症）を防止しましょう

- 転倒災害は労働災害の中で最も多く発生しており、増加傾向が続いています。身体機能の低下を一因に、高齢の労働者を中心に転倒災害の増加が見られ、特に中高年齢の女性労働者の中には骨折等により長期休業になる方も増えています。
- 事業者は、労働者の転倒災害防止のための措置を講じる必要があります。リーフレット等を活用して、転倒災害の原因や転倒リスク・転倒による負傷リスクを検討し、適切な対策により被害の防止・軽減に取り組みましょう。
- リーフレット等は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。



<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html>

個人事業者等に対する安全衛生対策が見直されました（労働安全衛生法等が一部改正）  
（令和7年5月14日公布／令和7年5月14日等から順次施行）

- 個人事業者等の位置づけや安全衛生対策が見直され、令和7年5月14日に公布された改正労働安全衛生法において、**注文者や個人事業者等自身**が講ずべき各種措置が定められました。

R7.5.14 施行	労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文時の施工方法や工期等に対する配慮規定について、建設工事以外の注文者にも適用されることが明確化されました。
R8.4.1 施行	建設業、造船業及び製造業（以下、建設業等。）の混在作業場所における作業間の連絡調整や、機械等貸与者及び建築物等貸与者が講ずべき措置の対象に、労働者と同じ場所で働く個人事業者等も追加されました。
R9.1.1 施行	個人事業者等の業務上災害が発生した場合や、労働安全衛生関係法令に違反する事実があった場合に、厚生労働省に報告する制度が創設されます。
R9.4.1 施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 労働者と同じ場所で作業を行う個人事業者等に対して、以下の措置が義務化されます。             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 構造規格又は安全装置を具備しない機械等の使用禁止</li> <li>② 車両系建設機械や移動式クレーン等を対象とする定期自主検査等の実施</li> <li>③ 危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講</li> </ol> </li> <li>● 建設業等以外の業種における混在作業（荷の搬入・搬出作業や機械・設備のメンテナンス作業等）について、作業場所管理事業者による作業間の連絡調整等が義務付けられます。</li> </ul>



- 厚生労働省ホームページにて、詳細をお伝えしています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/anzenisei03\\_00004.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzenisei03_00004.html)

職場のメンタルヘルス対策が強化されます（労働安全衛生法等が一部改正）  
（令和7年5月14日公布／公布後3年以内に政令で定める日から施行）



- 今まで努力義務とされていた労働者数 50 人未満の事業場についても、**ストレスチェック等が義務付け**られます。
- 労働者数 50 人未満の事業場におけるストレスチェックの円滑な実施のため、厚生労働省は「**小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル**」を作成しています。ぜひご活用ください。
- 厚生労働省ホームページにて、詳細をお伝えしています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_70761.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_70761.html)



「治療と就業の両立支援指針」が定められました（労働施策総合推進法等が一部改正）  
（令和7年6月11日公布（令和8年2月10日指針公示）／令和8年4月1日施行）



- 高齢者の就労の増加や医療技術の進歩といった背景から、病気を治療しながら仕事をする労働者は年々増加しています。こうした状況を踏まえ、労働施策総合推進法が改正され、職場における治療と就業の両立を支援する取組が、事業者の**努力義務**となりました。
- 相談窓口や社内制度の整備、対応手順の整理等、労働者本人からの相談に応じ、適切に対応できる体制・環境の整備や、必要な就業上の調整・配慮を行っていくことが重要です。
- 厚生労働省ホームページにて、詳細をお伝えしています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>



◎ **団体経由産業保健活動推進助成金**

中小企業や事業主団体等を通じて、治療と仕事の両立支援を含む中小企業等の産業保健活動の支援を行う制度です。

詳細はこちら⇒ <https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx>



### 危なさと同じ向きあおう

「安全」は、国際的に『許容できないリスクがないこと』（ISO / IEC ガイド51：2014）と定義されています。これを実現するためには、「リスク」すなわち「危なさ」をひとつおりに調べて層別、整理することが必要です。その上で、許容できない「危なさ」については、対策を講じて度合いを下げ、なお残留する「危なさ」は、付き合わざるを得ないことを承知して、管理下に置くべきです。愛知労働局では、このように、危なさと同じ向きあうことを提唱し、危なさを調べ、整理するための最も合理的なツールとして「リスクアセスメント」の普及、促進を図ってきました。

### 「リスクアセスメント」による調査の一体化

「リスクアセスメント」は、「危なさ」の根源である「危険源（ハザード）」と「作業員」の関わりを合理的に調べる手段です。その過程で、作業員がどのような作業をしているかを調べることとなります。職場には、不具合処理の作業など、現実には作業員しか知らない作業が多くあります。それらは言い換えれば管理されていない作業であり、作業手順なども十分検討されたことがないものがほとんどです。またそれら管理されていない作業の際に、労働災害発生リスクが高まる場合が多く、さらに同じタイミングで、生産性低下、不良発生、環境負荷の高まりなどが起こっていると考えられます。

リスクアセスメントは、突き詰めると、現場の実態を把握するためのツールと言えます。生産性管理、品質管理、環境管理など、いずれを進める上でも現場の実態把握は欠かせません。そして現場はひとつしかないのですから、実態把握の調査も一体化されるべきです。リスクアセスメントは、これら現場の調査を一体化できるツールです。

### 安全経営あいちへ

リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできます。安全管理を経営課題ととらえ、生産性、品質、原価、納期、士気、環境と一体的に、戦略的に管理する経営手法、「安全経営あいち」にご賛同ください。

経営者に必要な視点として、いわゆるPQCDSMEの7つがあり、これらはどれ一つも欠かすことはできず、逆にどれかひとつだけを重視することもできません。

一方、安全と、生産性・品質・原価・納期等は、互いにトレードオフの関係にあるとする根強い誤解があります。

リスクアセスメントを通じて現場の実態を把握し、管理向上させることは、安全性の向上はもとより、生産性、品質、原価、納期、士気、環境を同時に向上させること、さらには企業価値をも向上させることに繋がります。

安全管理を経営課題ととらえ、生産性、品質、原価、納期、士気、環境と一体的に、戦略的に管理する経営手法が、「安全経営あいち®」です。



# 安全経営あいち 賛同事業場制度 概要

## 目的

- 「安全経営あいち®」の普及促進に賛同いただける事業場に対し、「安全経営あいち®」の名称・ロゴを使用できるようにします。
- 「安全経営あいち®」の名称・ロゴを使用することで、「安全経営」に取り組む姿勢と、その基礎となるリスクアセスメントに積極的に取り組む姿勢とを、同時に事業場内外に示し、企業価値向上の一助としていただけます。

## 賛同の要件

- 愛知県内の事業場であること。
- 「安全経営あいち®」の趣旨に賛同し、労働局・労働基準監督署の関連する活動に協力いただけること。
- 愛知労働局又は、管下労働基準監督署が実施する「リスクアセスメント出前講座」又は「リスクアセスメント集団指導」に出席していること。  
なお、過去に「愛知労働局リスクアセスメント推進事業場宣言制度」に基づく宣言を行っている事業場は、管轄の労働基準監督署にお申出いただければ、賛同の要件を満たしたものとしてお取扱い致します。

## 賛同の方法

- 挟み込みの申請書に事業場の代表者自らが署名し、管轄の労働基準監督署を通じて愛知労働局へ提出いただきます。
- 審査の上、「安全経営あいち®」賛同事業場として登録した事業場に対し、登録証及びロゴのデータ等を交付します。
- 承諾いただける場合には、事業場名等を愛知労働局ホームページで公開します。

## リスクアセスメント出前講座

愛知労働局及び管下労働基準監督署では、管内事業場へのリスクアセスメント等の普及促進を図るため、「**リスクアセスメント出前講座**」を行います。

- **集団受講**： 90分程度の講座です。会場、マイク、プロジェクター、スクリーン等をご準備いただき、講師が出向いて説明を行います。
- **WEB版**： お申込みいただいた事業場に、専用サイトのURL通知します。YouTubeで説明動画をご覧いただけます。



◀ **「危険と安全」**  
の解説はこちら。



◀ 「リスクアセスメント出前講座」  
の詳細はこちら。



**安全経営あいち®**  
リスクアセスメントを盛りUPCOSMEはひとつでできる。  
◀ 詳細はこちら。

## 異業種交流のご案内 愛知労働局

### 愛知産業安全衛生大会



ライブアンケートからひも解く  
安全衛生のいま



日 時	2026年7月7日(火) 12:30~16:40
会 場	岡谷鋼機名古屋公会堂大ホール 名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番3号
参加費	無料
内 容	ライブアンケートから安全衛生の「いま」に迫ります
共 催	愛知労働基準協会、あいち安全経営本舗

愛知労働局 HP で詳細をお伝えしています。



### 産業保健ラウンドテーブル Vol.3

産業保健ラウンドテーブルは、産業保健の業務に従事する参加者の方がそれぞれが優劣のない平等な立場で意見や情報を交わし、交流を深めるための場です。

日 時	2026年9月29日(火) 13:30~15:30
会 場	ウイंकあいち 5階小ホール1 名古屋市中村区名駅4丁目4番38号
参加費	無料
内容(予定)	・意見・情報交換 ・フリータイム など
共 催	愛知労働基準協会、あいち安全経営本舗

愛知労働局 HP で詳細をお伝えしています。



### 安全経営あいち推進大会 Season2 -Ep2-

就業構造の変化、技術向上など企業が抱える課題に対して、品質などと同様に安全も「マネジメント」の取組みを通じて、多様化する人材や技能・ノウハウの継承へつなげることができる手がかりを手に入れていただくイベントです。

日 時	2027年1月27日(水) 13:30~15:30
会 場	日本特殊陶業市民会館フォレストホール 名古屋市中区金山一丁目5番1号
参加費	無料
内容(予定)	・事例発表 ・異業種交流「スペシャル対談」 など

愛知労働局 HP で詳細をお伝えしています。



## 2026年度 第1回理事会が開催される

刈谷労働基準協会

2026年4月24日(金)シャインズにて刈谷労働基準監督署相部署長をお迎えし、理事22名、監事2名出席のもと、2026年度第1回理事会が開催されました。

加藤会長の挨拶と議長の下、下記内容の審議が行われ、審議事項についてはすべて承認されました。

審議事項等の後、相部署長より令和8年度愛知労働局の行政運営方針案についての講話があり、特に労働基準行政に係る取り組み内容(下記)と熱中症対策の強化について説明がありました。

- 1) 最低賃金・賃金引上げに向けた支援、最低賃金制度の適切な運営
- 2) 女性活躍推進法の確実な履行確保、総合的なハラスメント対策
- 3) ワーク・ライフ・バランスの促進、長時間労働の抑制、労働条件の確保・改善対策
- 4) 14次防を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

### 審議事項

- 議案1. 1) 2025年度事業報告ならびに収支決算報告承認の件  
2) 業務・会計監査報告
- 議案2. 役員の一部変更の件
- 議案3. 入会事業所承認の件



## 中小企業無災害記録証受賞

寿金属工業株式会社 碧南工場

弊社の碧南工場にて無災害日数3,050日を達成し、中央労働災害防止協会様より第5種(金賞)を授与されました。

弊社はアルミ合金製鋳物の型の製造から量産品の出荷まで一貫した生産システムを構築しており、碧南工場では砂型鋳造による試作品等の小ロット品の製造とマシニングセンタ等を使用した切削加工を実施しております。



高温の溶けた金属や刃具を毎日のように使用していながらも第5種(金賞)を獲得できたのは従業員一人一人が「安全第一」で作業に取り組んできた証だと思います。

最高位の無災害記録表彰を授与されましたが、今後も更に無災害記録が継続するように取り組んでまいります。

これからも関係者各位のご指導のほどよろしくお願い申し上げます。



# 令和8年賃金構造基本統計調査の実施についてご協力をお願いします

愛知労働局

厚生労働省が実施しております各種統計調査につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年も7月に、「賃金構造基本統計調査」を下記のとおり実施いたします。

この調査は、国の最も重要な統計の一つとして法律（統計法）に基づく「基幹統計」に指定されているものです。

調査の対象となりました事業所におかれましては、大変お忙しいところ誠に恐縮ではありますが、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

### 1 調査目的

主要産業に雇用される労働者について、賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的としています。

### 2 調査結果の活用

企業の賃金を決定する際の資料として広く利用されているほか、賃金関係の訴訟等における逸失利益算定の資料にも利用されています。

また、最低賃金の決定や、労災保険給付における休業給付基礎日額の最低・最高限度額の算定等、行政資料としても必須のものとなっています。

### 3 調査対象企業

厚生労働省が一定の方法によって抽出した愛知県内の事業所です。

### 4 調査票等の発送時期

調査対象となった事業所へは、厚生労働本省から調査票等を7月初旬までに順次発送します。

### 5 ご提出の期日及び方法

ご提出の期日は7月31日です。「政府統計オンライン調査総合窓口」からオンラインで回答できますので、是非ご活用ください。

なお、調査票等に同封の返信用封筒にて愛知労働局（ただし、一括調査企業の場合は、厚生労働本省）への郵送も可能です。

（政府統計オンライン調査総合窓口）<https://www.e-survey.go.jp>

お問合せ先

愛知労働局労働基準部賃金課 電話 052-972-0258

女性活躍推進法が改正されました！

# 男女間賃金差異と女性管理職比率

の公表義務が拡大されました

女性の職業生活における活躍に関する取組の推進等を図るため、10年の期限延長や情報公表の必須項目の拡大を含めた女性活躍推進法等を改正する法律が成立し（令和7年6月11日公布）、また、女性活躍推進法に基づく省令・指針を改正しました（同年12月23日公布・告示）。

事業主の皆さまは、女性活躍推進法に基づく情報公表や一般事業主行動計画の策定に際し、改正法や改正省令・指針に沿った取組が行われるようお取り組みをお願いします。

## 情報公表の必須項目の拡大

これまで従業員数301人以上の企業に公表が義務付けられていた男女間賃金差異について、101人以上の企業に公表義務を拡大するとともに、新たに女性管理職比率についても101人以上の企業に公表を義務付けました。（従業員数100人以下の企業は努力義務の対象です。）

企業等規模	改正前	改正後
301人以上	男女間賃金差異に加えて、 2項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、 2項目以上を公表
101人～ 300人	1項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、 1項目以上を公表

※ 男女間賃金差異及び女性管理職比率に加え、従業員数301人以上の企業は、①「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績」から1項目以上、②「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備の実績」から1項目以上の合計4項目以上、従業員数101人以上の企業は、①及び②から1項目以上の合計3項目以上を公表することとなりました。

## 男女間賃金差異と女性管理職比率に関する情報公表の例

自社の女性の活躍に関する情報を公表することは、優秀な人材確保や競争力強化につながることを期待できます！

### ▶▶ 男女間賃金差異に関する情報公表の例

男女間賃金差異の公表において、任意で公表する追加的な情報については、『説明欄』を有効活用してください！

例	公表日：2026年4月25日
<b>男女間賃金差異</b> (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)	
全労働者	80.4%
正社員	80.5%
パート・有期社員	91.5%
<b>説明欄</b>	
対象期間：令和7年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 賃金：基本給、経済労働に対する報酬、賞与を含み、退職手当、通勤手当等を除く。 正社員：出向者については、当社から社外への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。 パート・有期社員：期工、パートタイマー、嘱託を含み、派遣社員を除く。 ※パート労働者については、正規雇用労働者の所定労働時間（1日8時間）で換算した人数を基に平均年間賃金を算出している。	
該当者が存在しない区分（例えば、男女とも非正規雇用労働者を採用していない事業主や一方の性別の非正規雇用労働者を採用していない事業主においては非正規雇用労働者の区分）は、「-」としてください。（必須）	
算出の前提とした重要事項を記載してください！（賃金から除外した手当がある場合は、その具体的な名称、各区分にどのような労働者が入っているかを）	
※対象期間の記載は必須です。	
人数について労働時間を基に換算している場合にはその旨を記載してください。（必須）	
数値だけでは伝わりにくい、自社の女性活躍に関する実績について、求職者に正しく理解してもらうためにも、追加的な情報の記載をお願いします！	

### ▶▶ 女性管理職比率に関する情報公表の例

女性管理職比率の公表においても、『説明欄』を活用して追加的な情報を公表しましょう！

例	公表日：2026年8月4日
<b>管理職に占める女性の割合</b>	
課長級以上	10.2%
(参考) 係長級	30.8%
(参考) 役員	18.0%
<b>説明欄</b>	
対象期間：令和7事業年度（2025年6月1日から2026年5月31日） 管理職（課長級以上）には当社の次の役職の人数を計上した。 課長以上（課長、副課長、部長、局長、執行役員、○○○○・・） 当社女性管理職比率の背景事情： ・総合職女性の平均年齢が30代であり、今後の課長級への昇格を見込んで育成に取り組んでいる。・・・ (参考：これまでの女性管理職比率) 令和6事業年度 9.3% 令和5事業年度 9.0%	
公表が義務付けられているのは課長級以上です。 女性管理職（課長級以上）の人数 ÷ 管理職の人数 × 100 (%)	
事業主が任意で行う追加的な情報公表としては、 ○自社における女性管理職比率の背景事情・要因の説明及び課題の分析 ○男女別管理職費用比率 ○階級別の情報公表 ○女性管理職比率の上昇に向けた取組の説明などが考えられます。	

### Q 男女間賃金差異や女性管理職比率の情報公表の方法は。

A 公表の場合は、厚生労働省が運営する「女性の活躍推進企業データベース」が最も適切です。是非ご活用ください。

URL：http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/

なお、自社のホームページへの掲載等でもさしつかえありません。

こちらから  
御覧いただけます→



### 【女性活躍推進法の詳しい改正情報はこちら！】

愛知労働局ホームページ「女性活躍推進法特集ページ」

URL▶https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/kaisei\_jokatsu\_00001.html

こちらから  
御覧いただけます→



お問合わせ先 愛知労働局 雇用環境・均等部指導課 (TEL: 052-857-0312)

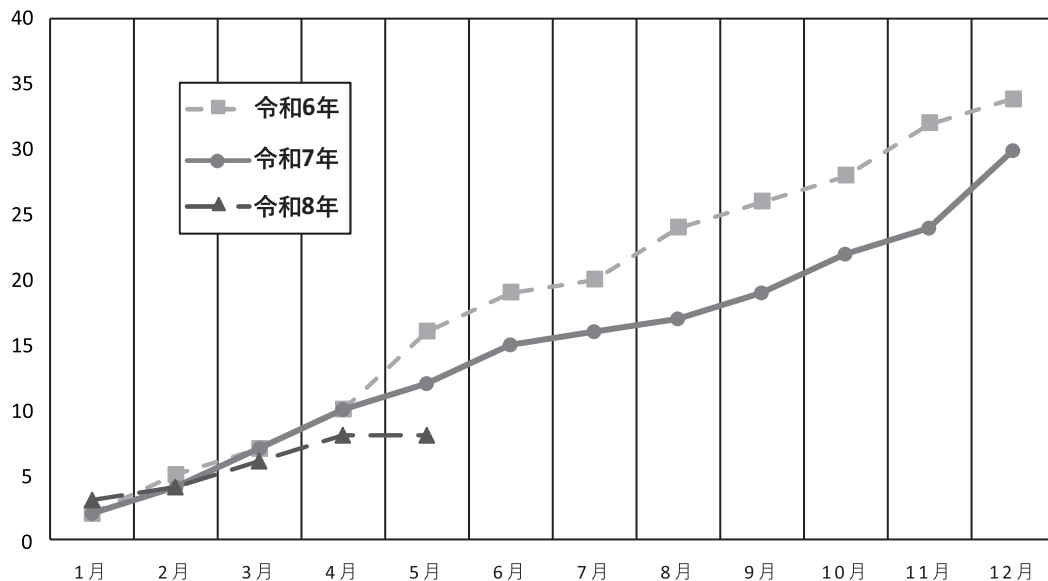
## 愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和8年5月8日現在の速報値）

愛知労働局

業種	年別	令和8年速報値	令和7年同時期（速報値）	令和7年確定値
製 造 業	造 業	1	3	8
	食 料 品 製 造 業			
	化 学 工 業		1	1
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属	1	1	2
	金 属 製 品			1
	一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用		1	1
建 設 業	そ の 他			3
	建 設 業	3	1	8（1）
	土 木 工 事 業	1	1	3（1）
	建 築 工 事 業	1		2
陸 上 貨 物 運 送 事 業	そ の 他	1		3
	陸 上 貨 物 運 送 事 業			4（3）
	卸 売 業		1（1）	5（3）
商 業	卸 売 業			2（1）
	小 売 業		1（1）	2（2）
	そ の 他			1
清 掃 ・ と 畜 業				3
上 記 以 外 の 事 業		4（1）	1	2（1）
合 計		8（1）	6（1）	30（8）

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。

### 月別死亡災害発生状況積算グラフ



## 愛知県の全産業死亡災害

（令和8年5月7日現在）

愛知労働局

発生月 発生時間	業種	労働者数	被災者 職名	年齢	経験	事故の型	起因物	災害状況
R8.3.29. 10:00	鉄鋼業	9名以下		30代	年	感電	送配電線等	変電設備更新のため、当該設備の電流を測定していたところ、高電圧電線（6600V）に接近若しくは触れたため、感電し、加療していたものの亡くなったもの。
R8.4.27. 16:00	建築工事業 （木建以外）	9名以下		40代	年	飛来・落下	掘削用機械	クレーン機能付きバックホウにて、立坑内部にあるミニバックホウをつり上げたところ、バックホウのフックからミニバックホウを吊っていた吊り具が外れて、ミニバックホウが落下し、鋼矢板の間に労働者が挟まれたもの。

# 令和8年発生 労働者死傷病報告書受付状況（令和8年4月末日現在）

刈谷労働基準監督署

	今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数			今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数	
	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡		休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡
製 造 業 計	16		47		43		+4		建 設 業 計	4		10		14		-4	
食 料 品	1		8		11		-3		土 木					2		-2	
織 維	1		1				+1		建 築	3		8		7		+1	
木材・木製品									そ の 他	1		2		5		-3	
製紙・印刷	1		2				+2		交 通 ・ 運 輸 業	4		21 (1)		13		+8	+1
化 学			3		5		-2		陸 上 貨 物 業	1		2				+2	
窯業・土石	1		2		4		-2		港 湾 荷 役 業					1		-1	
鉄鋼・非鉄	1		7				+7		商 業	10		27		12		+15	
金属製品	2		6		7		-1		接 客 ・ 娛 楽 業	2		10		8		+2	
一般機械			1		3		-2		清 掃 業			4		4			
電気機械	2		3				+3		そ の 他	7		16		21		-5	
輸送用機械	7		12		13		-1		合 計	44		137 (1)		116		+21	+1
その他製造			2				+2										

※本統計は令和8年4月末日までの労働者死傷病報告（休業4日以上）の受付件数で集計しています。

※（ ）内は死亡者数で内数で表しております。

## 必要な講習はお済みですか？

### フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育



#### フォークリフト運転業務従事者には

おおむね5年ごとに定期教育を実施すること事業者に義務付けられています。これは努力義務ですが、実質的には再教育の実施が強く推奨されています

基発第247号

再教育の受講をご希望の方はこちら→



### 熱中症予防管理者教育

**STOP!**  
**熱中症**  
クールワーク  
キャンペーン

職場での熱中症により近年は、  
一年間で約30人が亡くなり、  
約1,000人以上が4日以上  
仕事を休んでいます。

——キャンペーン期間——  
4月 5月 6月 7月 8月 9月  
準備 重点取組



熱中症対策として「体制整備」「手順作成」  
「関係者への周知」が事業者には義務付けられています  
労働安全衛生規則 第612条の2



## 熱中症と「災害発生プロセス」

刈谷労働基準監督署

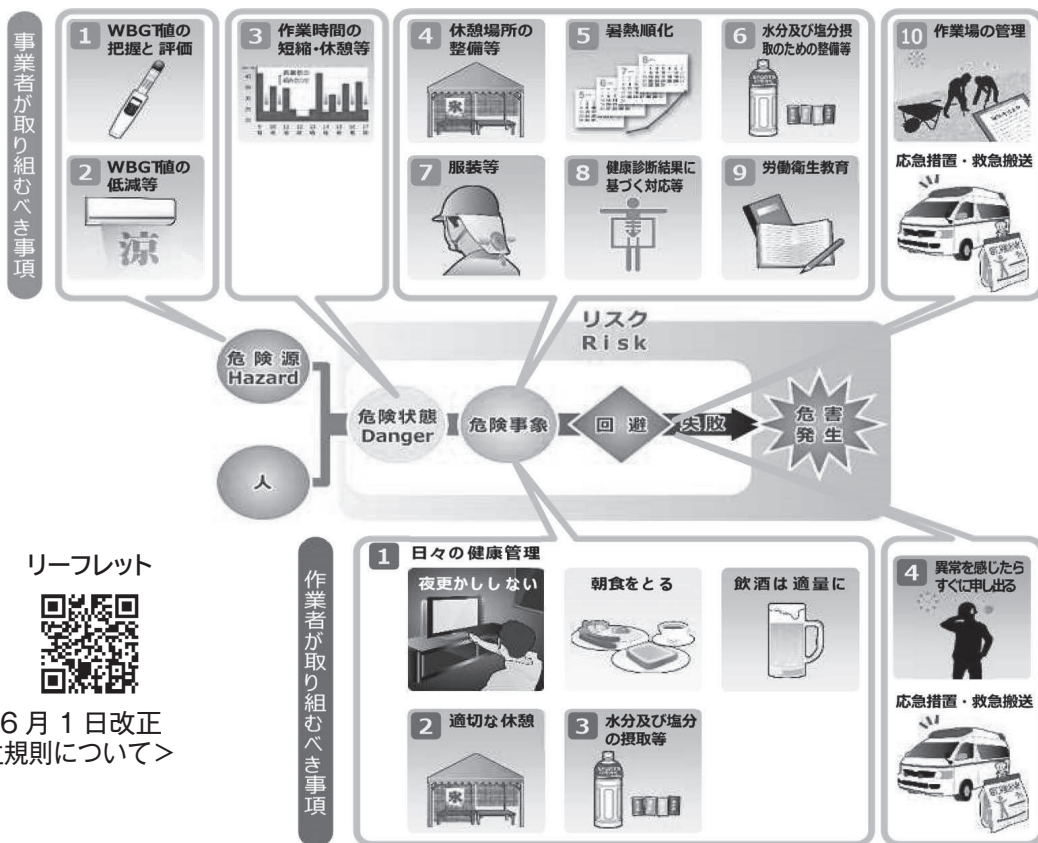
熱中症の発生は WBGT（暑さ指数）と明確に関連しており、予防についても作業者の暑熱環境ばく露管理を行うことで一定の科学的アプローチが可能です。

全ての労働災害は、「災害発生プロセス」を経て発生します。このため労働災害の検証等は「災害発生プロセス」に沿って行うことが最も論理的であり、各種の熱中症対策における「災害発生プロセス」へのアプローチを図示すると下図のようになります。「災害発生プロセス」の上流に働きかける対策のほとんどは、事業者が取り組むべき事項であり、作業者にできることは限られています。様々な対策を講じ、万全のように思えていても、実際には「災害発生プロセス」の一部の箇所へのアプローチにかたよっている可能性もあります。

本年度も「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施中であり、重点取組期間である7月を向かえるにあたって、今一度、事業場内で講じられている熱中症対策が「災害発生プロセス」の「どの段階のどの部分」にアプローチしているのかを検証したうえで、網羅的な対策に繋げていきましょう。

また、令和7年6月1日より労働安全衛生規則が改正され、熱中症の重篤化を防止するための体制整備等につき、職場における熱中症対策が強化されています。

関係者が熱中症に対する十分な認識を持ち、協力体制のもと熱中症の根絶を目指していきましょう！



パンフレット



リーフレット



<令和7年6月1日改正労働安全衛生規則について>

## 従業員の「健康管理」が健康経営の第一歩！

事業所は、従業員に対して健康診断（※労働安全衛生法第 66 条に基づく）を実施する義務があります。従業員の健康診断の結果を確認し、結果に異常があれば、医師の意見を聞くなどし、適切に対応しなければなりません。



**健診を受けっぱなしにせず  
再検査・要精密検査等が必要な方は、  
医療機関への早期受診を！**

- 健診未受診の従業員には  
健診を受診勧奨
- 健診結果が「要受診」「要医療」  
「再検査」となった従業員には  
病院への受診勧奨
- 保健指導の利用を促進  
病気になる前に生活習慣改善を！

**★小規模事業所の健康管理を無料でサポート！★**

「労働者 50 人未満」の小規模事業所では、健診結果に基づく、医師意見聴取の実施が義務です。地域窓口の登録産業医による助言指導が無料で受けられます

・刈谷地域産業保健センター 0566-62-5305  
（対象地域：碧南・刈谷・安城・知立・高浜市）

労働者の心身の健康確保の  
ための総合的政策



### <お住まいの市の 特定健診・各種がん検診等・健康に関する窓口>

※健診内容・対象等は、各市窓口の QR コードから、ご確認ください。  
※各市特定健診については、対象は 各市国民健康保険加入者（40 歳から 74 歳）です。

碧南市 在住	碧南市保健センター 0566-48-3751		刈谷市 在住	刈谷市保健センター 0566-23-9559	
安城市 在住	安城市保健センター 0566-76-1133	がん検診の詳細はこちら↓ 	各健診の詳細はこちら↓ 		
知立市 在住	知立市健康増進課 0566-82-8211		高浜市 在住	高浜市健康推進グループ （いきいき広場） 0566-95-9558	

# 社会保険労務士が答える 企業の労務管理

山田宗平



## 育児・介護休業法の改正により義務化されたこと

育児・介護休業法の改正ポイント

令和七年四月および十月より育児・介護休業法が改正施行されました。皆様の会社においては就業規則の見直しや制度の周知などの対応はお済みでしょうか。

改正により義務化された改正ポイントを抜粋して紹介します。

- (1) 子の看護休暇の見直し  
対象となる子の範囲が「小学校三年生修了まで」に拡大されました。また、取得事由に「感染症に伴う学級閉鎖等や入園（入学）式、卒業式」が追加されました。労使協定による継続雇用期間六か月未満の除外規定が廃止されました。  
↓就業規則の見直しが必須です。
- (2) 所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大  
請求可能となる労働者が

「小学校就学前の子を養育する労働者」に範囲が拡大されました。

↓就業規則の見直しが必須です。

- (3) 短時間勤務制度（三歳未満）の代替措置  
三歳未満の子を養育する労働者に関し、短時間勤務制度を講ずることが困難な場合の代替措置に、「テレワーク等」が追加されました。  
↓選択する場合は、就業規則の見直しが必要です。
- (4) 育児休業取得状況の公表義務適用拡大  
公表義務の対象となる企業「従業員数三〇〇人以上」となりました。公表する内容は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」です。公表は、年一回、対象となる事業年度が終了後おおむね三か月以内に企業ホームページなどにより、

一般の人が見える方法で公表する必要があります。

### (5) 介護離職防止のための雇用環境整備

介護休業や両立支援制度等の申出が円滑に行われるようにするため、「研修の実施」「相談窓口の設置」「利用事例の収集・提供」「利用促進に関する方針の周知」のいずれかの措置を講じる



必要があります。

### (6) 介護離職防止のための個別の周知・意向確認等

① 介護に直面した旨申し出た労働者に対する個別の周知・意向確認  
介護休業や介護両立支援制度が円滑に行われるよう、「制度の内容」「制度の申出先」「介護休業給付金に関する

こと」について個別に確認する必要があります。

② 介護に直面する早い段階（四十歳等）での情報提供  
介護に直面する前の段階から前項と同様な措置を行う必要があります。

### (7) 柔軟な働き方を実現するための措置等

① 三歳から小学校就学前の子を養育する労働者に対して、「始業時刻等の変更」「テレワーク等（月十日以上）」「保育施設の設置運営等」「就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇」「短時間勤務制度」の五つのうち二つ以上の措置を講ずる必要があります。

② 三歳未満の子を育てる労働者に対して、柔軟な働き方を実現するための措置に関する内容の説明および制度の利用意向を個別に確認する必要があります。

↓就業規則の見直しが必須です。

### (8) 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

① 労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等の申出時と労働者の子が三歳に

なるまでの適切な時期に、「勤務時間帯」「勤務地」「両立支援制度等の利用期間」「就業の条件」を個別に意向聴取する必要があります。

② 聴取した労働者の意向についての配慮  
聴取した意向につき社内状況に応じて配慮することが求められます。

まだまだ介護休暇や介護休業等の制度が認知されず介護を理由に離職する人が多いのが現状です。介護に関する悩みは突然訪れます。介護離職防止には、事業主側で早めに両立支援制度の周知や整備を行い、容易に取得できる環境整備と職場風土の改善が重要です。詳細が知りたい場合は、お近くの社会保険労務士にご相談ください。

（やまだ社会保険労務士事務所所長、社会保険労務士、ホワイト企業推進社会保険労務士協議会会員）

イラスト・伊藤香澄



## 第 15 話 ～休業補償～

相談者 製造業 総務部長 



「私は製造業の総務部長です。弊社で、先週の金曜日の午前中に労働災害が発生しました。被災労働者は、すぐに病院へ行き治療を受け、今週の月曜日、火曜日は休業し、水曜日から職場に復帰しました。災害が発生した金曜日は、半日分の賃金を支払い、土曜日、日曜日は所定休日のため、賃金を支払っていません。弊社の取扱いで、問題はありませんか？」



「休業補償については、休業3日目までは会社が補償し、休業4日目からは労災保険で補償されます。所定労働時間内に負傷していますので、休業1日目は金曜日となり、休業2日目の土曜日、休業3日目の日曜日については、貴社の所定休日であっても会社が休業補償をする必要があります。」



「労働災害が発生した金曜日の所定労働時間の一部分のみ労働した場合、すでに平均賃金の60%以上の賃金が支払われていれば、それ以上の補償は必要ないということでしょうか？また、所定休日については、賃金を補償する必要はないと思っていましたが、間違っていますか？」



「労働災害の補償である労働基準法76条の休業補償は、その取扱いが異なります。なお、労働基準法26条の休業手当は、所定労働時間の一部分のみ労働した場合においては、すでに平均賃金の60%以上の賃金が支払われている場合や所定休日については、休業手当を支払う必要はありません。」



「被災労働者の平均賃金は1万円で、金曜日に支払った半日分の賃金は6,000円になります。休業補償では、具体的にどのように取扱う必要がありますか？」



「休業補償は、『所定労働時間の一部分のみ労働した場合は、平均賃金と当該労働に対して支払われる賃金との差額の60%の額を休業補償として支払わなければならない。』と規定されています。そのため、被災当日の金曜日について、休業補償では、支払われた賃金6,000円と平均賃金1万円の差額4,000円の60%の2,400円を休業補償として支払う必要があります。」



「所定休日の土曜日と日曜日は、どのように取扱えばよいのでしょうか？」



「休業2日目の土曜日、休業3日目の日曜日は、休業補償として、平均賃金の60%の6,000円を支払う必要があります。そのため、金、土、日曜日の不足分14,400円を追加で支払う必要があります。」



「今回の労働災害で、労働者死傷病報告には、休業日数は5日と記載すればよろしいでしょうか？」



「労働者死傷病報告の休業日数のカウントは、被災した当日は含まず、翌日の土曜日からカウントするため、休業日数は4日となります。休業補償の休業日数のカウントとは異なります。なお、被災した時刻が、所定労働時間を過ぎ、残業時間に災害が発生したのであれば、休業補償の休業日数のカウントは翌日が起算日となりますので、その場合は労働者死傷病報告のカウントと同じになります。」



「労働災害が会社の責任による場合、会社は労災保険以外の補填をする必要があるのですか？」



「労働災害については、民事上、会社に安全配慮義務違反が認められるケースが多く、会社の落ち度で従業員が休業することになったという観点から、民法第536条2項により、賃金全額の支払いをする義務があるとされています。そのため、業務外の通勤災害や労働災害が被災労働者の過失によるもので会社に責任がない場合等を除いて、休業開始から最初の3日間については賃金全額、休業開始後4日目以降は、賃金のうち労災保険から支給される休業補償給付を除く部分を会社で負担することが適切とされた裁判例がありますので、参考にしてください。」

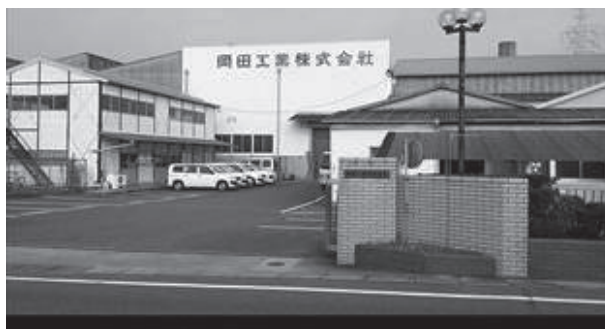
(労働衛生コンサルタント・社会保険労務士 中西浩信)

## 会員だより

碧南支部

### 【会社概要】

名称：岡田工業株式会社  
創業：1960年5月  
所在地：愛知県碧南市中松町1-35  
代表者：代表取締役社長 岡田健一郎  
TEL：0566-41-2783  
FAX：0566-41-2851  
ホームページ：<https://www.okd.co.jp/>



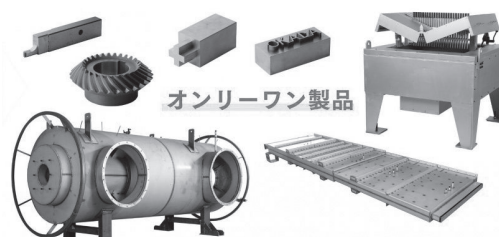
### 【営業内容】

産業用機械の設計及び製作。主な製品として電線焼付炉、光ファイバー通信関連装置等多数  
また、製品に伴う工場保全部品および修繕工事。

### 【経営理念】

鉄と語り、技術で応える。心を込めたモノづくり  
この想いを胸に、私たちは次の4つを大切にしています

1. 社員が夢と働きがいの持てる企業づくり
2. お客様に満足と安心感を与えられる企業を目指す
3. 技術・技能の伝承に尽くし企業基盤を強固にする
4. 環境保全に努め地域社会に貢献する



### 【経営戦略】

1. 柔軟な働き方とワークライフバランスの取れた職場づくり  
社員一人ひとりの意欲と創造性を尊重し、家庭や趣味との両立が可能な働き方を支援します。
2. 顧客ニーズへの即応力  
お客様の声を現場に迅速に反映し、ニーズに応じた製品を提供し続けることで、信頼と満足を築きます。
3. 技術の継承と革新  
熟練の技術・技能を次世代へ伝承しつつ、新しい技術への挑戦を重ね、唯一無二の技術力を構築していきます。
4. 地域との共生  
地域活動に積極的に参加し、事業活動を通じて地域環境の保全に努め、社会との調和を図ります。

### 【当社の自慢】

当社は、製缶技術にこだわる設備メーカーとして、鉄板を自在に扱う“鉄の大工”とも呼ばれる職人技を誇りにしています。設計から製作、据付まで一貫して自社対応することで、品質と納期の両面で高い信頼をいただいております。

社内には特級技能士・1級技能士が在籍しており、若手社員も直接指導を受けながら、日々スキルアップに励んでいます。また、柔軟な働き方とワークライフバランスの取れた職場環境により、家庭や趣味との両立も可能。技術と人が共に育つ、そんな会社です。

2026年度

刈谷労働基準協会主催講習会

講習名	日程	会場	会費		
			会員	非会員	
技能講習	31H フォークリフト 自動車運転免許証【有】	(学) 7月3日 (実) 7月4・5・11日	(学) 愛知県技術開発交流センター (実) 豊田自動織機 高浜工場	32,450円	
	35H フォークリフト 自動車運転免許証【無】	(学) 7月2・3日 (実) 7月4・5・11日		37,950円	
	32H フォークリフト 外国語 自動車運転免許証【有】	(学) 7月2・3日 (実) 7月4・5・11日		54,230円	
	36.5H フォークリフト 外国語 自動車運転免許証【無】	(学) 7月2・3日 (実) 7月4・5・11日		61,160円	
	有機溶剤作業主任者	6月29・30日(追加)	愛知県技術開発交流センター	13,750円	
		7月6・7日			
		7月28・29日	竜美丘会館(岡崎市)		
		8月6・7日	愛知県技術開発交流センター		
	特化物・四アルキル鉛等 作業主任者	7月16・17日 (満席)	愛知県技術開発交流センター	13,750円	
		8月5・6日			
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者	7月21・22・23日 (満席)	愛知県技術開発交流センター	17,710円		
	7月21・22・30日				
石綿作業主任者	7月1・2日	愛知県技術開発交流センター	13,750円		
特別教育	アーク溶接	8月19・20・22日	(学) 愛知県技術開発交流センター (実) 豊田自動織機 ラーニングセンター	23,210円	26,510円
	粉じん	8月28日	愛知県技術開発交流センター	8,360円	11,660円
	低圧電気 (実技7H含む)	7月28・29日	刈谷商工会議所	20,570円 23,870円	
		8月25・26日			
	フルハーネス型 墜落制止用器具	7月10日	愛知県技術開発交流センター	9,570円	12,870円
	産業用ロボット	8月19・20・21or22日	(学) 愛知県技術開発交流センター (実) 豊田自動織機 ラーニングセンター	34,980円	38,280円
	電気自動車等の整備	7月21日	愛知県技術開発交流センター	10,175円	12,375円
	テールゲートリフター	7月3日	愛知県技術開発交流センター	13,090円	15,290円

講習名	日程	会場	会費		
			会員	非会員	
その他	工作物石綿事前調査者	7月22・23日	愛知県技術開発交流センター	44,000円	49,280円
	化学物質管理者 (取扱事業所)	8月18日(学科のみ)	愛知県技術開発交流センター	14,520円	17,820円
		8月18日(学科・実技)		17,820円	21,120円
	安全管理者選任時	7月8・9日	愛知県技術開発交流センター	18,260円	21,560円
	職長教育(製造業)	7月13・14日	愛知県技術開発交流センター	14,080円	17,380円
	職長・安全衛生責任者(建設業)	7月13・14日	愛知県技術開発交流センター	18,150円	21,450円
	職長能力向上(製造業)	7月1日	愛知県技術開発交流センター	8,690円	11,990円
	保護具管理責任者	8月27日	愛知県技術開発交流センター	17,050円	20,350円
	フォークリフト 運転業務従事者 安全衛生教育	7月30日	愛知県技術開発交流センター	9,790円	13,090円
	有機溶剤業務従事者 労働衛生教育	7月16日	愛知県技術開発交流センター	8,690円	11,990円
	騒音障害防止 対策の管理者 に対する労働衛生教育	7月17日	愛知県技術開発交流センター	8,690円	11,990円
	熱中症予防管理者教育	7月7日	愛知県技術開発交流センター	7,920円	9,020円
		8月7日			
衛生管理者 受験準備勉強会	8月4・5日	愛知県技術開発交流センター	18,810円	22,110円	

### 刈谷労働基準協会主催講習会（労務・労働問題関連）（県下各協会合同開催）

種別	講習会名	QRコード	6月	7月	8月	会費(単位:円)		会場	
						会員	非会員		
総合 労働 講座 法令	1. 労働実務基礎講習(半日)		9	14	5	無料		名北労働基準協会 他	
	2. 労働実務総合研修(1日)		17		26	10,000	13,330	名北労働基準協会	
	3. 労働実務専門講座(4日)		10 24	8 22		全日 36,700	全日 44,500		
	4. 社会保険労務士試験受験対策総合講座(13日間)		詳細はQRコードからご覧ください						
セミナー 労働 問題	1. 令和8年度の労働の動向を聴くセミナー		18			無料		名古屋能楽堂	
安全 衛生	1. ダイオキシン類特別教育		22			7,330	9,160	名古屋市工業研究所	
	2. 携帯丸のこ等取扱作業従事者教育			23		8,300	9,900		
	3. 騒音障害防止対策の管理者に対する労働衛生教育			17			8,690	11,990	愛知県技術開発交流センター
	4. 高齢者安全衛生対策セミナー					○	無料		名古屋市内会場
社員 教育	1. 管理能力向上研修		22			6,000	7,000	名北労働基準協会	
	2. ハラスメント防止研修				18				
	3. ハラスメント相談担当者研修		25						
	4. アサーティブ研修		30						
	5. メンタルヘルスマネジメント研修			7					

## 中災防主催講習会 (刈谷労働基準協会会員は会員価格で受講できます)

講習名	日程	会場	会費	
			会員	非会員
危険予知訓練 (KYT) 1日研修会	8月31日	愛知県技術開発交流センター	19,800円	22,000円

## 愛知労働基準協会主催講習会 (県下各協会合同開催)

講習会名	開催月日		学科会場	実技会場	受講料
	学科(日)	実技(日)			
技能講習	はい作業主任者	7月9・10日	ボーラビル		13,280円
	乾燥設備作業主任者	7月1・2日	ボーラビル		13,450円
	ガス溶接	7月27日	8月1日	ボーラビル	トヨタ安全衛生教育センター
特別教育	石綿作業従事者	7月17日	ボーラビル		会員 6,870円 非会員 8,370円
	X線装置・ガンマ線照射装置取扱業務	7月1日	ボーラビル		会員 17,500円 非会員 19,500円
その他	局所排気装置 自主検査者	7月6・7日	7月8日	SDG	会員 58,500円 非会員 63,000円

# 必要な講習はお済みですか？

テールゲートリフター特別教育	電気自動車等の整備業務に係る特別教育
	
<p><b>荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務は、特別教育の対象です</b>  <small>労働安全衛生規則 第36条 第5号の4(令和6年2月1日施行)</small></p>	<p><b>対地電圧が五十ボルトを超える蓄電池を内蔵するバッテリー式フォークリフトやHEVなどの整備の業務は、特別教育の対象です</b>  <small>労働安全衛生規則 第36条 第4号の2 (令和6年10月1日施行)</small></p>
   <p>特別教育の受講をご希望の方は こちら→</p>	 <p>特別教育の受講をご希望の方はこちら→</p>

# 安 全 緑 十 字

年  
 月

		1	2	3		
		4	5	6		
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
		28	29	30		
		31				

無 災 害  緑  
 不 休 災 害  黄  
 休 業 災 害  赤

労働安全衛生保護具

環境測定機器販売

⊕ シマツ株式会社

TEL 0566

24-1050



いい明日へ、ともに進んでゆく。

メットライフ生命保険株式会社  
名古屋五城エイジェンシーオフィス  
〒460-0008  
愛知県名古屋市中区栄 3-8-8 名古屋平和ビル 5F  
TEL 052-269-7611 FAX 052-241-7470

EB推進グループ 東海地区プロジェクトリーダー  
刈谷労働基準協会専任担当  
清水 寛樹



**Trend Co.,Ltd.**  
www.trendco.biz



お問い合わせはこちらから

就職支援活動を通して  
全ての人が持っている能力と可能性を発掘し  
夢のある未来を創出する

外国人雇用コンサルティング  
外国人労働者・技術者派遣事業  
特定技能外国人紹介・支援事業

株式会社トレンド



〒448-0807 愛知県刈谷市東刈谷町3丁目12番地7  
Tel: 0566-22-1177 Fax: 0566-70-8011

## 企業の労働 110 番！

労働のトラブル・ご相談・ご質問は迷わず 052-961-7110 までお電話を

### 労働問題なら

- 何でも 民事問題を含めた幅広いご相談が可能です
- 何時でも 月～金 8:30～17:30 (祝日等は除く)
- 何度でも労働基準協会会員企業さんは解決まで何度でも。  
未入会企業さんも初回ご来局に限り無料でご相談が可能です
- 企業の立場で秘密厳守で企業防衛・繁栄のための対策を  
アドバイス。労働者の立場でのご相談はできません
- 社会保険労務士等専門家が他 行政 OB・産業カウンセラー  
等企業の支援活動を行う労働の専門家です



# ミドリ安全の防災セット



- 初動対応
- 保管場所
- 避難生活対応

【手軽】で【省スペース】なミドリ安全の防災セットで  
災害発生後、【3日間】を生き抜く準備をサポートします

**M** **ミドリ安全株式会社**  
刈谷支店 / 愛知県知立市牛田 1-59 〒472-0003  
 ミドリ安全 電話 / 0566-82-1161 FAX / 0566-82-1163

ミドリ安全の防災対策サイト  
suv.midori-sh.jp



## 明るい職場はまず健康診断から

- ◎労働安全衛生法による 健康診断（巡回）
  - ☆定期健診・特殊健診（じん肺・有機溶剤・鉛・特定化学物質等）
- ◎成人病健康診断（巡回）
  - ☆胃部レントゲン・血液検査・心電図・腹部超音波（エコー）検査  
・腫瘍マーカー検査・眼底検査等
- ◎作業環境測定
  - ☆粉じん・鉛・有機溶剤・特定化学物質等
- ◎人間ドック
  - ☆東海診療所（名古屋三井ビルディング新館3階）

お申し込みは、書面（またはハガキ）並びに電話（またはファックス）のいずれでも、ご連絡をお願い申し上げます。

労働基準協会指定  
 健康診断機関等名簿登載（1-13-03）・作業環境測定機関等名簿登載（23-44）  
 一般財団法人 **全日本労働福祉協会 東海支部**

〒457-0832 名古屋市南区浜中町1-5-1 ☎ 052-602-4747  
 FAX 052-602-6821

## 《定期刊行誌》

## ●単行本

<p>労基法運用の実務広報誌</p> <h3>労働基準広報</h3> <p>B5判/月3回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)</p>	<p>管理・監督者のための実践情報誌</p> <h3>先見労務管理</h3> <p>B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)</p>	<p>年度版 <b>安衛法便覧</b>                  労働調査会出版局 編                  最新の労働安全衛生法と関連政省令、告示等に加え、新たに発出された主な行政指導通達を収録しています。                  B6判/3分冊/約6,800頁/19,800円(税込)</p> <p><b>購読会員への特典</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 定期付録の発行</li> <li>● 労務相談室の無料利用</li> <li>● 労務関係資料の無料提供</li> <li>● 社内研修等への講師の派遣</li> </ul>
<p>労働安全衛生の専門情報誌</p> <h3>労働安全衛生広報</h3> <p>B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)</p>	<p>雇用管理者必携</p> <h3>建設労務安全</h3> <p>B5判/月刊/年間購読会員 ¥31,680(税込)</p>	

定期刊行誌 見本誌(無料)  
 送付ご希望の方は、  
 ご連絡お願いいたします。

**(株)労働調査会 中部支社**

〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-16-22 丸の内エイチエビル2F  
 TEL 052(211)2073

印編 一発  
 刷集 般社行  
 所人 団法人所  
 (株)刈谷市山幸町二丁目二  
 (電話)〇五八六二一六三三三七  
 刈谷市高松町一〇二九  
 刈谷労働基準協会 〒四四八〇八五三  
 定価一五〇円(税込)